

実施条件を条例化するに当たっての基本的な考え方

〔平成 16 年 11 月 17 日
農政 部 道 産 食 品 安 全 室〕

開放系栽培試験の実施条件を含め、遺伝子組換え作物の栽培に関しては、当初、「食の安全・安心条例（仮称）」の中に具体的な規定を盛り込むこととしていたが、

食の安全・安心を確保する幅広い施策の基本事項を示す条例（基本条例）の中に、遺伝子組換え作物の栽培に関してだけ、規制的内容やその手続きを規定することは馴染まない

条例において規制を行うには、その趣旨と目的を明確にする必要がある

などの理由により、食の安全・安心条例（仮称）に関連する個別条例として整理する方向で検討

こうしたことから、「食の安全・安心条例（仮称）」の中では、遺伝子組換え作物の栽培に関する基本的な事項を規定

「食の安全・安心条例（仮称）」素案の考え方

～ 遺伝子組換え作物の栽培に関する部分の抜粋 ～

【 項 目 】

食の安全・安心の確保に関する施策

【 内 容 】

遺伝子組換え作物の屋外での栽培による他の作物との交雑及び混入を防止するための施策を実施

個別条例とする「遺伝子組換え作物の栽培に関する条例（仮称）」の中では、遺伝子組換え作物の開放系栽培試験に係る実施条件と合わせて、開放系栽培試験以外の栽培に関する規制措置を規定